

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

受験番号

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 16 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題 2（自動車に関する表示）

自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員 10 人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。（道路運送法）

（ ）

問題 3（適正な取引の確保）

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、運送事業者の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、明確な取引の確保に努めなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題4 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者（特別積合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く）が100キロメートル以上のものに限る）を行う一般貨物自動車運送事業者を除く）は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎事業年度の経過後100日以内に提出しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則）

()

問題5 (目的等)

労働関係の当事者は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

()

問題6 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

()

問題7 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。（道路運送法）

()

問題8 (労働条件の明示)

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の国土交通省令で定める事項については、国土交通省令で定める方法により明示しなければならない。（労働基準法）

()

問題9 (運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条に規定する業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行うように努めなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

()

問題 1 0 (乗車又は積載の方法の特例)

車両の運転者は、当該車両の到着地を管轄する警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、道路交通法第 5 5 条第 1 項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。(道路交通法)

()

問題 1 1 (事業者の講ずる措置)

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- 二 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- 三 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

四 前 3 号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

(労働安全衛生法)

()

問題 1 2 (目的)

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公平且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

()

問題 1 3 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において 3 年間保存しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 1 4 (定義)

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。(労働基準法)

()

問題 1 5 (速報)

事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、自動車事故報告規則第 4 条第 1 項の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、自動車事故報告規則第 3 条第 1 項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、4 8 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。(自動車事故報告規則)

()

問題 1 6 (書類等の作成及び保存)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領(役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施)、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成し、これを保存しなければならない。

(下請代金支払遅延等防止法)

()

Ⅱ. 次の問題 1 7 から 2 3 の文章の指示に従つて、質問に答えなさい。

問題 1 7 (許可の申請)

貨物自動車運送事業法第 3 条の許可を受けようとする者は、申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、以下のアからウのうち、申請書に記載すべきとされるものとして正しいものを 1 つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び役員の名簿

イ 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車の概要、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、運送貨物の概要、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

ウ 貨物自動車利用運送を行おうとする場合、業務の範囲

()

問題 18

道路交通法上、禁止されているものとして正しいものをア～エより2つ選び、()に記入しなさい。(道路交通法)

- ア. 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂における追越し。
- イ. 交差点(当該車両が道路交通法第36条第2項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。)、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に10メートル以内の部分の追越し。
- ウ. 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分における駐車。
- エ. 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分における駐車。

() ()

問題 19

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」の行為で、誤っているものをア～エより1つ選び、()内に記入しなさい。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

- ア. 正当な理由がないのに、競争者と共同して、ある事業者に対し、供給を拒絶し、または供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
- イ. 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を一時的に供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。
- ウ. 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。
- エ. 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

()

問題 20 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者が、事業計画の変更を行う場合に、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法施行規則で定める認可を受けなければならない事項には○を、そうでない事項には×を()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送法施行規則)

- ① 自動車車庫の位置及び収容能力 ()
- ② 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ()
- ③ 営業所の位置(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) ()

問題 21 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次の①～⑤について、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等として定められているもののうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ① 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について1回以内とすること。 ()
- ② 勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えること。 ()
- ③ 連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。 ()
- ④ 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする ()
- ⑤ 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、3週間及び1箇月以上2箇月以内の一定の期間とするものとする。 ()

問題 2 2 (定期点検整備)

次の条文の【 】内にあてはまる語句をア～オより選び、()内に記入しなさい。

自動車(小型特殊自動車を除く。)の使用者は、次に掲げる自動車について、それぞれに掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 1 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 【 】月
(道路運送車両法)

ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5

()

問題 2 3 (事業の譲渡し及び譲受け等)

貨物自動車運送事業法に照らして誤っているものをア～ウより 1 つ選び、()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

- ア. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業を譲渡する者と、一般貨物自動車運送事業を譲受ける者が密接な関係を有すると認められるときは、この限りではない。
- イ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名(法人名)

受験者の氏名

受験番号

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

次の問題 1 から 16 の文章で正しいものには を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

問題 1 (輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

(貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項)

(○)

問題 2 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員 10 人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法第 95 条)

(○)

問題 3 (適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、運送事業者の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、明確な取引の確保に努めなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条の 4)

(正 荷主)

(×)

問題 4 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者（特別積合せ貨物運送(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が100キロメートル以上のものに限る)を行う一般貨物自動車運送事業者を除く)は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎事業年度の経過後100日以内に提出しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則第2条）

（正 7月10日まで）

（ × ）

問題 5 (目的等)

労働関係の当事者は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第1条第2項）

（ ）

問題 6 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）

（正 1年間）

（ × ）

問題 7 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。（道路運送法第1条）

（正 道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、）

（ × ）

問題 8 (労働条件の明示)

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の国土交通省令で定める事項については、国土交通省令で定める方法により明示しなければならない。（労働基準法第15条1項）

（正 厚生労働省令）

（ × ）

問題 9 (運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条に規定する業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行うように努めなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 22 条)

(正 行わなければならない)

(×)

問題 10 (乗車又は積載の方法の特例)

車両の運転者は、当該車両の到着地を管轄する警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、道路交通法第 55 条第 1 項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

(道路交通法第 56 条)

(正 出発地)

(×)

問題 11 (事業者の講ずる措置)

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
 - 二 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
 - 三 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置
- (労働安全衛生法第 71 条の 2)

()

問題 12 (目的)

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公平且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 1 条)

(正 公正)

(×)

問題 1 3 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条)

()

問題 1 4 (定義)

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。(労働基準法第9条)

()

問題 1 5 (速報)

事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、自動車事故報告規則第4条第1項の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、自動車事故報告規則第3条第1項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、48時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

(自動車事故報告規則第4条第1項)

(正 24時間以内)

(×)

問題 1 6 (書類等の作成及び保存)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領(役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施)、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成し、これを保存しなければならない。

(下請代金支払遅延等防止法第5条)

(○)

．次の問題 1 7 から 2 3 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 1 7 (許可の申請)

貨物自動車運送事業法第 3 条の許可を受けようとする者は、申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、以下のアからウのうち、申請書に記載すべきとされるものとして正しいものを 1 つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第 4 条)

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び役員の名簿
- イ 営業所の名称及び位置、事業の用に供する自動車の概要、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、運送貨物の概要、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- ウ 貨物自動車利用運送を行おうとする場合、業務の範囲

(ウ)

問題 1 8

道路交通法上、禁止されているものとして正しいものをア～エより 2 つ選び、() に記入しなさい。(道路交通法第 3 0 条第 1 号、3 号、第 4 4 条第 6 号、第 4 5 条第 1 号)

- ア . 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂における追越し。
- イ . 交差点(当該車両が道路交通法第 3 6 条第 2 項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。)、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に1 0 メートル以内の部分の追越し。
- ウ . 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3 メートル以内の部分における駐車。
- エ . 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5 メートル以内の部分における駐車。

順不同 (ア) (ウ)

(正 イ : 3 0 メートル エ : 1 0 メートル)

問題 19

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」の行為で、誤っているものをア～エより1つ選び、()内に記入しなさい。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第9項)

- ア. 正当な理由がないのに、競争者と共同して、ある事業者に対し、供給を拒絶し、または供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。(第1号イ)
- イ. 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を一時的に供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。(第2号)
- ウ. 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの。(第3号)
- エ. 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。(第5号イ)

(正 継続して)

(イ)

問題 20 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者が、事業計画の変更を行う場合に、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法施行規則で定める認可を受けなければならない事項には を、そうでない事項には×を()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第9条、貨物自動車運送法施行規則第2条、7条)

- 自動車車庫の位置及び収容能力 (○)
- 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 (○)
- 営業所の位置(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) (×)

問題 2 1 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次の ~ について、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等として定められているもののうち、正しいものには を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第2号、第3号、第5号、第2項、第4項、)

1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について1回以内とすること。

(正 2回)

(×)

勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えること。

(正 8時間)

(×)

連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。

(○)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする

(○)

労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、3週間及び1箇月以上2箇月以内の一定の期間とするものとする。

(正 2週間及び1箇月以上3箇月以内)

(×)

問題 2 2 (定期点検整備)

次の条文中の【 】内にあてはまる語句をア～オより選び、()内に記入しなさい。

自動車(小型特殊自動車を除く。)の使用者は、次に掲げる自動車について、それぞれに掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 1 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車【 】月
(道路運送車両法第48条)

ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5

(ウ)

問題 2 3 (事業の譲渡し及び譲受け等)

貨物自動車運送事業法に照らして誤っているものをア～ウより1つ選び、()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第30条)

- ア. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業を譲渡する者と、一般貨物自動車運送事業を譲受ける者が密接な関係を有すると認められるときは、この限りではない。
- イ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。
- ウ. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

(ア)

(正 但し書き以降が不適。例外はない。)